

かわさきスポーツパートナー等設置要綱

1 目的

この要綱は、川崎市をホームタウンとして活躍するトップチームを、かわさきスポーツパートナー（以下「パートナー」という。）として認定し、また、スポーツの分野で著しい功績を築いた川崎市にゆかりのある者に対し、かわさきトップアスリート（以下「トップアスリート」という。）の称号を贈り、スポーツの推進及び川崎市のイメージアップを図ることを目的とする。

2 パートナーの対象

(1) 要件

パートナーの対象は、次の要件を満たす団体とする。

ア 本拠地要件

川崎市にホームタウンを置くチームであること。

イ 卓越要件

プロスポーツのチームまたは日本における当該競技種目のトップリーグに所属するなど優秀な成績を収めており、任期中継続した活躍が期待できるチーム。また、その知名度等も勘案し、川崎の魅力として発信できること。

ウ 協力要件

本制度を理解し、その意義に賛同した上で、下記の役割を果たすことができるチームであること。

(2) 役割

ア パートナーは、「川崎市」を前面に打ち出し競技活動を行うとともに、ふれあいスポーツ教室の開催、ホームゲーム等への市民招待などの機会提供を通じて、競技の普及やスポーツ推進に貢献する。

イ 市及びパートナー相互の連携・協働によりホームタウンスポーツの活性化に貢献する。

(3) 支援

川崎市は、パートナーの活動に対し、広報その他の方法により支援するものとする。

(4) 認定

ア パートナーは、かわさきスポーツパートナー推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）の推薦により、市長が認定する。

イ パートナーには認定証を交付する。

(5) 任期

パートナーの任期は、認定された日から3年間とする。ただし、再認定は妨げない。

3 トップアスリートの対象

(1) 要件

トップアスリートの対象は、次の要件を満たすもので川崎市のイメージアップに通じる活動が期待でき、本制度を理解し、その意義に賛同した上で、自らの活動を通じてホームタウンスポーツの活性化に協力できる者とする。

ア かわさきスポーツパートナー（川崎市ホームタウンスポーツ推進パートナー）に属していた者。

イ 世界大会等で優秀な成績を収めた又は国内大会でトップレベルの成績を収めた者。

ウ その他、特に市長が認めた者。

(2) 顕彰

推薦委員会の推薦により、市長は、トップアスリートに対して称号を証する証書を授与し、その功績を顕彰する。

(3) 称号の取消し等

市長は、トップアスリートに著しくふさわしくない行為があると認める場合又は本人による辞退の申し出がある場合には、前項に規定する称号を取消し又は使用を停止することができる。

4 推薦委員会

- (1) 推薦委員会は、別表に掲げる者により構成される。
- (2) 推薦委員会は、パートナー及びトップアスリートの候補者を推薦する。
- (3) 推薦委員会の事務は、市民文化局市民スポーツ室が所管する。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、パートナー及びトップアスリートに関して必要な事項は市民文化局長が別に定めるものとする。

6 施行期日

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱施行に伴い「川崎市ホームタウンスポーツ推進パートナー設置要綱」は平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

市民文化局長、市民スポーツ室長、総務企画局シティプロモーション推進室長
